［項を削る。］

［項を削る。］

（法第四条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第五条　法第四条の二第二項本文（法第四条の四第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

［一～六　略］

七　信用協同組合の子会社である法第四条の二第一項第二号から第四号までに掲げる会社による株式又は持分の取得

八　信用協同組合連合会の子会社である法第四条の四第一項第七号から第九号までに掲げる会社による株式又は持分の取得

［２・３　略］

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六条　信用協同組合等は、認可対象会社（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあっては法第四条の二第三項に規定する認可対象会社をいい、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあっては法第四条の四第三項に規定する認可対象会社（同条第一項第十号に掲げる会社（第六条の三に規定する会社を除く。以下「他業業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　当該信用協同組合等及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条、次条及び第百十一条第一項第十九号において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ　当該信用協同組合等及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ　［略］

四　当該認可に係る認可対象会社に関する次に掲げる書面

［イ・ロ　略］

ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ　［略］

［五・六　略］

12　法第四条の四第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一　第五項第一号から第十八号の五までに掲げる業務

二　前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三　第五項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

13　第九項から第十一項までの場合において、これらの規定に規定する者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

（法第四条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第五条　［同上］

［一～六　同上］

七　信用協同組合の子会社である法第四条の二第一項第二号又は第二号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得

八　信用協同組合連合会の子会社である法第四条の四第一項第七号又は第七号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得

［２・３　同上］

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六条　信用協同組合等は、認可対象会社（法第四条の二第三項又は法第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいい、同条第一項第七号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一・二　同上］

三　当該信用協同組合等及びその子会社等（法第六条第一項、第六条の五第一項又は第六条の五の十第一項において準用する銀行法（第八十三条第四号、第八十九条第二項、第百十条の四第一項及び第百十条の四十五第二号を除き、以下「銀行法」という。）第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに第百十一条第一項第十六号の二において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ　当該信用協同組合等及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ　［同上］

四　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面

ニ　［同上］

［五・六　同上］